

《総合型地域スポーツクラブ》

ながいずみ健康わくわくクラブ規約

第1章 総則

第1条 クラブの名称は、「ながいずみ健康わくわくクラブ」略称「わく健」クラブ（以下「クラブ」という）と称し、事務局をNPO法人長泉町スポーツ協会に置く。

第2条 クラブは、長泉町内において生涯スポーツの振興を図り、青少年の健全育成、成人者の健康体力づくり、高齢者の健康寿命延伸及び仲間づくりを考えた事業で、元気で健康な町づくりに寄与することを目的とする。

第3条 クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種レクリエーション、スポーツ教室、スポーツ大会等
- (2) 会員相互の親睦の為のイベント、各種講演会及び研修会
- (3) NPO法人長泉町スポーツ協会事業の支援
- (4) その他、クラブの目的達成のために必要な事業：加盟競技団体クラブ協賛事業

第2章 会員

第4条 クラブは会員に対し、会員番号を付与する。

第5条 クラブに入会するものは、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) クラブの趣意、目的に賛同し諸規約を厳守するものであること。
- (2) 児童・生徒の入会は保護者の責任のもとで入会すること。

第6条 会費とは、次のものをいう。（その額は別表に定める）

- (1) 年会費
- (2) 教室参加料（教室毎に定める）
- (3) 保険料

第7条 クラブに入会希望する者は、所定の申込書（教室申込書）に必要事項を記入し、申し込むものとする。

第8条 会員が次項に該当するに至ったとき、会員資格を喪失する。

- (1) 会員は、脱会、除名、死亡によって喪失する。
- (2) 会員が脱会しようとする場合は、書面をもってクラブへ提出すること。ただし、本人が死亡または転出等の場合は、代理人からの申し出を可とする。

第9条 会員が次項に該当するに至ったとき、運営委員会の決議を経て除名する。

- (1) クラブの名誉を著しく毀損したとき。
- (2) 会費の支払いを怠ったとき。

第10条 会費は原則として返還しないものとする。ただし、事情により本クラブが認めた時はこの限りでない。

第3章 組織

第11条 クラブに次の役員を置く。

- (1) 代表1名
- (2) 副代表 1名以上
- (3) クラブマネージャー1名
- (4) 運営委員 15名以上
- (5) 監事 1名以上（スポーツ協会監事があたる）

第12条 役員は、スポーツ協会役員、指導者、一般の中から選出する。

2 代表、副代表は、スポーツ協会役員会で決定し、総会で承認する。

3 運営委員は代表が選出し、総会で承認し、運営委員会を構成する。

第13条 役員の職務を次のように定める。

- (1) 代表は、クラブの会務を総統する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故のあるときはその職務を代行する。
- (3) クラブマネージャーはクラブの円滑な運営が行えるよう、会員スタッフ相互の環境を整える。
- (4) 運営委員は、会の任務を執行する。
- (5) 事務局は、NPO法人長泉町スポーツ協会に庶務1名を置き、本クラブの会計、庶務を任せる。
- (6) 監事はクラブの会計及び業務の執行状況を監査する。

第14条 役員の任期は2年とし欠員による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 運営

第15条 総会は会員、支援団体長、運営委員により構成し、代表が招集する。定期総会は、年1度開催し、臨時総会は代表または運営委員会が必要と認めたとき開催する。ただし、第4項の規定による場合は、総会での議決を省略できるものとする。

2 総会の議長は、運営委員より選出する。

3 総会は次の事項を審議し決議する。

- (1) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) 規約等の改正に関する事項
- (4) その他クラブに関する重要事項及び運営委員会が必要と認める事項

4 代表が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったとみなす。

5 運営委員会は代表が必要と認めたとき招集する。

6 運営委員会の議長は代表とする。

第16条 クラブに、運営委員会を置く。

第17条 運営委員会は次の役割を担う。

- 2 クラブの教室、大会、イベントの企画立案を行う。
- 3 クラブ発展に向けたアンケートの実施
- 4 指導者の発掘及びデータベースの管理
- 5 町の広報誌、ホームページでの広報活動
- 6 大会、教室、ホームページでのPR活動及び結果報告
- 7 その他運営に関する事項

第5章 責任義務

第18条 会員はクラブの活動に際しては、指導者、施設管理者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに反しての事故、傷害、盗難について、クラブ、指導者に対し、一切の損害賠償責任を請求しない。

第19条 クラブでの活動中における事故、傷害については、クラブの加入するスポーツ保険の対象範囲内で対応するものとし、クラブはその範囲を超える一切の責任を負わない。

第6章 守秘義務

第20条 クラブの運営に当たっての個人情報の取扱いについては、長泉町個人情報保護条例を遵守するものとする。

第7章 会計

第21条 クラブの経費は各号に掲げるものとする。

- (1) 会費
- (2) 参加料
- (3) 委託金他
- (4) その他の収入

2 クラブの事業計画に伴う収支予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

3 クラブの収支決算書は毎事業年度終了後、速やかに代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

4 クラブの会計及び事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第8章 雑則

第22条 代表が、総会の議決の目的である下記事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる運営委員会が同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったとみなすことができるものとする。但し、その内容については、スポーツ協会役員会に報告し承認を得なければならない。

- (1) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) 規約等の改正に関する事項
- (4) その他クラブに関する重要事項及び必要と認める事項

第23条 本規約に定めない事項及び運営上必要な細則は、運営委員会の決議によって定める。

附 則

本規約は、平成23年5月31日の設立総会の承認をもって施行し、平成23年5月31日から適用する。

附 則

本規約は、平成28年5月20日の総会の承認をもって施行する。

附 則

本規約は、令和2年6月10日の書面議決の可決をもって施行する。

〈 〉

附 則

本規約は、令和3年6月15日の書面議決の可決をもって施行する。

附 則

本別表は、令和4年5月25日の総会の承認をもって施行する。

附 則

本規約は、令和5年5月26日の総会の承認をもって施行する。

附 則

本規約は、令和6年7月15日に改正し令和6年4月1日から遡及して施行する。

別 表

ながいずみ健康わくわくクラブ会員会費

会員は、下記の金額を会費として負担するものとする。

区 分	対 象	年会費	登録料	保険料
会 員	16 歳以上（高校生以上）	500	—	一日傷害保険 30 円/日 (教室毎)
	小・中学生	300	—	
	未就学児	0	—	
未会員	16 歳以上（高校生以上）	—	500	
	小・中学生	—	300	
	未就学児	—	0	

■教室毎に参加料を別に定める。

■会員 年度初め、又は年度内に1度年会費を支払う。
会員特典を得られる。

■未会員 第1期、第2期、第3期で教室申込みする毎に登録料が発生する。